統括防火管理者の業務の委託に関する契約書

　　　　　　　　　　　　　の管理権原者の総意として　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）を代表者として、　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間で、統括防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（統括防火管理者の業務の委託）

第１条　甲は、次の防火対象物（以下「本件防火対象物」という。）において消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条の２第１項に基づき甲が行うべき統括防火管理者の業務を、乙に委託する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　在 | 横浜市　　　区 |
| 名　　称 | 　　 |

(契約期間)

第２条　契約期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとし、期間満了の　　ケ月前に甲乙協議のうえ更新することができる。

（統括防火管理者の指定）

第３条　甲乙は協議のうえ、統括防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件防火対象物の統括防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、統括防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（統括防火管理者の選任）

第４条　甲は、前条により指定した従業員を本件防火対象物の統括防火管理者に選任し、本件防火対象物の統括防火管理業務を行わせる。

（必要な権限の付与）

第５条　甲は、乙及び統括防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）第３条の３第１項１号に規定する「全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

1. 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
2. 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練その他統括防火の実施に関する権限
3. 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
4. その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

（全体についての防火管理上必要な業務）

第６条　甲は、統括防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第３条の３第１項第２号に規定する本件防火対象物の「全体についての防火管理上必要な業務の内容」は、次のとおりとする。

1. 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
2. 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
3. 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
4. その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

（全体についての防火管理上必要な事項）

第７条　甲は、統括防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第３条の３第１項第３号に規定する本件防火対象物の「位置、構造及び設備の状況その他本件防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、統括防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。

1. 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
2. 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
3. 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
4. その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

（甲の管理責任）

第８条 甲は、乙及び統括防火管理者となる乙の従業員から防火管理上必要な業務を適切に遂行するために、甲が講ずべき措置をとることを要請されたときは、誠実に対応するものとする。

（報告）

第９条 乙は、甲の指示を受けて防火管理上必要な業務を適切に遂行するために、定期的に業務に関する実施状況について記録し、報告するものとする。

（統括防火管理者の選解任等）

第10条 乙は　　　　　　　　　　　　を統括防火管理者として選任するものとする。ただし、資質が適任でない等の理由により、甲が乙に他の者を選任することを求めたときは、乙はこの協議に応じなければならない。

（委託契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちにこの契約を解除することとできる。

1. 甲または乙は、委託を受けた防火管理業務の各条項に違反し、相手方が一定期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されなかったとき。
2. 消防機関から、命令又は使用停止の処分を受けたとき。
3. 乙及び統括防火管理者となる乙の従業員が、防火管理業務を誠実に行わない等の故意又は重大な過失により甲の信用を失墜させるような行為のあったとき。
4. 乙により本件事業所を毀損し又は火災を発生せしめたとき。
5. 乙の会社組織、資本構成その他事業に関する重大な変更をおよぼす等、防火管理業務を継続しがたい事実が発生したとき。
6. 前各号に準ずる事由により、甲または乙が防火管理業務を継続しがたいと認められるとき。

（疑義の決定等）

第12条　この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　乙